福島県治山・林道事業業務委託共通仕様書 新旧対照表

新	旧
第1編 共通編	第 1 編 共通編
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 2 節 調査編	第 2 節 調 査 編
第 103 条 用語の定義	第 103 条 用語の定義
1 ~ 2 6 (略)	$1 \sim 2 6 (略)$
27「情報共有システム」とは、調査職員及び受注者の間の情報を電子的に交換	(新規)
・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。	
<u>28</u> ~ <u>38</u> (略)	<u>2 7</u> ~ <u>3 7</u> (略)
第 104 条~第 143 条 (略)	第 104 条~第 143 条 (略)
第 144 条 業務情報共有化(業務情報共有システム(ASP))	(新規)_
受注者は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することに	
より、業務の効率化を図らなければならない。	
また、情報を交換・共有するにあたっては、原則、業務情報共有システム	
(ASP) を活用することとし、最新版の「福島県における情報共有システム	
<u>の活用ガイドライン」に基づくこととする。</u>	
なお、業務で使用する情報共有システムは、最新版の「業務履行中におけ	
<u>る受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとし、システムの</u>	
サービス提供者との契約は受注者が行うものとする。	

第3節 測量編 第3節 測量編 第 145 条 (略) 第 144 条 (略) 第 146条 用語の定義 第 145条 用語の定義 $1 \sim 26$ (略) $1 \sim 26$ (略) 2.7 「情報共有システム」とは、調査職員及び受注者の間の情報を電子的に交換 (新規) ・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。 $28 \sim 37$ (略) $2.7 \sim 3.6$ (略) 第 <u>147</u>条~第 <u>183</u>条(略) 第 <u>146</u>条~第 <u>182</u>条(略) 第 184 条 業務情報共有化 (業務情報共有システム (ASP)) (新規) 受注者は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することに より、業務の効率化を図らなければならない。 また、情報を交換・共有するにあたっては、原則、業務情報共有システム (ASP)を活用することとし、最新版の「福島県における情報共有システム の活用ガイドライン」に基づくこととする。 なお、業務で使用する情報共有システムは、最新版の「業務履行中におけ る受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとし、システムの サービス提供者との契約は受注者が行うものとする。 第4節 設計編 第4節 測量編 第 185 条 (略) 第 183 条 (略) 第 186条 用語の定義 第 184条 用語の定義

 $1 \sim 2.7$ (略)

 $1 \sim 2.7$ (略)

28「情報共有システム」とは、調査職員及び受注者の間の情報を電子的に交換 (新規)

・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

2 9 ~ 3 8 (略)

 $28 \sim 37$ (略)

第 187 条~第 223 条 (略)

第 185 条~第 221 条 (略)

第 224 条 業務情報共有化(業務情報共有システム(ASP))

受注者は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することに

より、業務の効率化を図らなければならない。

また、情報を交換・共有するにあたっては、原則、業務情報共有システム

(ASP)を活用することとし、最新版の「福島県における情報共有システム

の活用ガイドライン」に基づくこととする。

なお、業務で使用する情報共有システムは、最新版の「業務履行中におけ

る受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとし、システムの

サービス提供者との契約は受注者が行うものとする。

総則の運用

(新規)

第 188 条、第 189 条関係

第 191 条、第 192 条関係

件を問わない土木設計業務は、下記の表に掲載したものとする。

第 192 条関係

業務の照査においては、「詳細設計照査要領」(建設省大臣官房技術調査 室監修社団法人東北建設協会発行)を参考とすることができる。

【第 191 条 管理技術者】及び【第 192 条 照査技術者】で定める資格要|【第 188 条 管理技術者】及び【第 189 条 照査技術者】で定める資格要件を問 わない土木設計業務は、下記の表に掲載したものとする。

第 189 条関係

総則の運用

業務の照査においては、「詳細設計照査要領」(建設省大臣官房技術調査 室監修社団法人東北建設協会発行)を参考とすることができる。

第 2 章 設計業務等一般	第 2 章 設計業務等一般
第 <u>225</u> 条~第 <u>237</u> 条 (略)	第 <u>222</u> 条~第 <u>234</u> 条 (略)